(結果公表様式)

東御市地域公共交通計画(案)に関する意見募集の結果について

1 募集の概要

件名	東御市地域公共交通計画(案)に関する意見募集
意見の募集期間	令和4年9月28日(水)~10月27日(木)
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉セ
	ンター、中央公民館、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、
	袮津公民館、和コミュニティーセンター
対田の八書相託	
結果の公表場所	同上
提出 状況	同上 (1) 提出者数 1人 (2) 提出意見数 10件
提出状況	(1) 提出者数 1人 (2) 提出意見数 10件
提出状況	(1) 提出者数 1人 (2) 提出意見数 10件 東御市公共交通活性化協議会

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	1	3
В	B ご意見を反映させるもの(または修正したもの)。		3
С	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	1	3
	ご意見を反映できないもの。	0	0
D	・法令等で規定されており、市として実施できないもの。		
D	・実施主体が市以外のもの。		
	・市の方針に合わないもの。など		
Е	その他のご意見(質問、感想等)。	1	1
	# 	4	10

[※]表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数(○人)と一致しません。

3 ご意見の内容と活性化協議会の考え方について

番号	意見の内容・要旨	活性化協議会の考え方	反映区分
1	「8-2. 施策内容」の「施策①:鉄道路線・高速バスの維持・強化に向けた利用促進策の検討」について、しなの鉄道田中駅及び滋野駅、上信越自動車道東部湯の丸サービスエリアを交通拠点とした施策とするべきである。また、根幹的な路線から中心拠点へ結ぶ具体的な施策を記載するべきである。	交通拠点は、「7-3. 地域公共交通網の将来イメージ」の「(1)路線の階層化」において、都市計画では、都市計画では、なり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	В
2	「8-2. 施策内容」の「施策②:路線バスの運行経路及び時間帯の見直し検討」について、交通事業者は、利用状況・利用ニーズの調査、運行経路及び時刻表の見直し、適正運賃を見直すとしていることから、人口動向や利用意向、需要を考慮し、運行経路及び運行時間帯を見直し、運行の適正化を図る施策とするべきである、また、市は持続的な定時定路線バスの運行経路及び時間帯を見直した具体的な運行の適正化策を記載するべきである。	上記3回答のとおり、「別冊 東 御市公共交通システム(案)」に おいて、定時定路線バスの具体 的な路線等を示し、ニーズを反 映した見直し案を検討していま す。	A

	「8-2. 施策内容」の「施策③:デマンド交通の効率化に向けたシステム導入」について、交通事業者と東御市の関係について記載するべきである。	デマンド交通の交通事業者と市 の関係については、今後、運行体 制等が変わる場合も想定される ため、記載しておりません。	E
3	また、利用意向や需要を考慮し、先端 技術を導入し、利便性の向上を図る施 策とするべきであり、市は、持続可能 なデマンド交通の運行の費用にとどま らず、先端技術導入の費用負担を担う とする施策とするべきである。	施策③の記載の中で、市が持続可能なデマンド交通の運行の費用負担を担うことと示しており、先端技術の導入費用も同様に市が負担します。	A
4	「8-2. 施策内容」の「施策④: MaaS等による地域サービスとの連携検討」について、東御市と商店街及び観光施設の役割をそれぞれ記載するべきである。また、Mobility as a Serviceという現在地から目的地までの移動手段をワンストップで提供するサービスで実現しようとするにぎわいの創出について、具体的な施策として記載するべきである。	具体的な施策や役割については、今後、商店街や観光地の事業者や地域の方も含め検討してまいりますので、今後の参考とさせていただきます。	С
5	「8-2. 施策内容」の「施策⑤: 交通機関相互の乗り換え環境の改善」について、乗り継ぎの改善については、「5-3. 交通事業者へのヒアリング調査結果」の「表とうみレッツ号に関する意見」に乗り継ぎが面倒、運行形態の再検討と記載があり、すでに課題が指摘されているので、東御市は改善の具体策を記載するべきである。また、利用者からの意見があった際は、その内容を精査し、必要に応じて改善を図るとしているが、改善の内容について記載するべきである。	とうみレッツ号の乗り継ぎについては、「施策③:デマンド交通の効率化に向けたシステム導入」が具体的な改善策となります。また、「別冊 東御市公共交通システム(案)」において、必要に応じて随時、改善してまいります。	A

6	「8-2. 施策内容」の「施策⑥:公共交通を補完する移動サービスの検討」について、「計画目標⑥来訪者が使ってみたくなる公共交通の提供」に対して「施策⑥公共交通を補完する移動サービスの検討」と位置付けているが、公共交通を補完する移動サービスは観光二次交通に限らないため、「計画目標⑥公共交通を補完する移動サービスの検討」に対して「施策⑥来訪者が使ってみたくなる公共交通の提供」と位置付けるべきである。市内民間事業者(介護保険事業者、医療機関、教育機関等)所有のバス等の利活用は、公共交通を補完する移動サービスの実現として期待されるところである。	「7-2.計画目標」において「計画 目標⑥公共交通を補完する移動 サービスの創出」と位置づけ、 「8-1.実施施策」「8-2.施策内 容」において、「施策⑥:来訪者 が使ってみたくなる移動手段の 提供」に修正しました。	В
7	「8-2. 施策内容」の「施策⑦:管理体制の確立と情報発信の展開」について、東御市と交通事業者の役割と管理体制の確立について記載すべきである。また、わかりやすい市内の総合的な公共交通マップなどの作成を「検討」ではなく、作成すると記載するべきである。	施策⑦の記載内容について、多様な関係者と連携した仕組みを「検討」から「構築」すると修正し、交通事業者と市の役割について記載しました。	В
8	「8-2. 施策内容」の「施策⑧:環境に やさしい持続可能な交通政策の検討」 について、交通事業者は、車両の更新 時に合わせ、EVバス等の環境に配慮 した車両への更新を図るとしている が、市には、環境面に配慮した交通施 策について言及がないため、交通事業 者による環境に配慮した車両への更新 に対する支援策等を記載するべきであ る。	環境に関わる他関連計画の見直 しや政策等の実施時期等にあわ せて検討いたしますので、今後 の参考とさせていただきます。	С

	「8-2. 施策内容」の「施策⑨:地域協	具体的なサービスの内容や役割	
	働による移動サービス導入の検討」に	等については、主体となる各地	
	ついて、東御市と住民の役割をそれぞ	域ごとの公共交通の状況やニー	
9	れ記載するべきである。また、交通確	ズ、実施の可否等を踏まえて検	C
9	保の制度・仕組みを創出することや、	討いたしますので、今後の参考	C
	福祉者運営委員会等を組織しデマンド	とさせていただきます。	
	形式の運行を創出することについて、		
	具体的に記載するべきである。		